

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十三号

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則（昭和五十二年三月奈良県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十六条とし、第十条から第十二条までを三条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の三条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項）

**第十条** 条例第三十条の二第二項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容
- 二 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第三十条の二第三項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること及び同項に規定する理由書の提出が必要であること。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由）

**第十一条** 条例第三十条の二第三項に規定する規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

- 一 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

三 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を

閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

(公表)

**第十二条** 条例第三十条の三第三項の規定による公表は、奈良県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 条例第三十条の三第一項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 勧告の内容

三 公表の理由

四 その他知事が必要と認める事項

第七号様式中「（第10条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

第八号様式中「（第11条関係）」を「（第14条関係）」に改める。

第九号様式中「（第13条関係）」を「（第16条関係）」に改め、同様式裏を次のように改める。

奈良県青少年の健全育成に関する条例（抜粋）

(立入調査等)

第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に資料を提出させ、若しくは質問させることができる。

- (1) 興行を行う場所
- (2) 図書類を販売し、又は貸し付ける場所
- (3) がん具刃物類を販売する場所
- (4) 広告物を掲出し、又は表示する場所
- (5) 衛生用品を販売する場所
- (6) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者等の営業所、事務所その他の事業場
- (7) 質屋、古物商又は貸金業者の営業の場所
- (8) 客に遊技をさせる場所

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければ

ならない。

(罰則)

第42条 略

2及び3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)～(4) 略

(5) 第37条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

5 略

## 附 則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。